

長岡京市市民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、低所得の妊婦の受診費用の一部を助成することにより、当該妊婦の経済的負担の軽減及び早期の支援を実施し、妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援体制を整備するものとし、その実施にあたっては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産科受診等支援 市民税非課税世帯の妊娠が疑われる者に対し、初回産科受診料の補助を行い、必要に応じて市が医療機関と連携して支援を行うことをいう。
- (2) 実施医療機関 母子保健法第13条に基づく妊婦健康診査を実施している病院、診療所及び助産所をいう。

(対象者)

第3条 この事業の助成対象者(以下「対象者」という。)となる者は、費用助成の対象となる受診日を基準として長岡京市に住民登録を有する者で、次の全てに該当する者とする。ただし、産科受診医療機関は日本国内に限る。市長が特に認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 出産を希望する妊婦
- (2) 世帯の課税状況を確認することに同意のうえ、非課税世帯であることが確認できた妊婦
- (3) 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、産科医療機関等と市が連携して支援を行うことに同意する妊婦

(助成金額)

第4条 助成金額は、初回産科受診にかかった実費。ただし、上限を10,000円とする。

2 助成の回数は、対象者1回の妊娠につき1回とする。

(申請及び助成の認定)

第5条 対象者は、初回産科受診後に長岡京市市民税非課税世帯を対象とした産科受診等支援申請書・同意書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、申請の期間は、当該受診日から1年以内とする。

- (1) 初回産科受診に要した費用に係る領収書及び診療明細書の原本(受診者の氏名、受診日、金額及び医療機関名が記載されていること。)
- 2 助成は、世帯の課税状況の確認をもって認定を行う。ただし、当該申請年の1月1日において長岡京市に住民登録のない者にあつては、非課税世帯であることが証明できるもの(当該申請年の1月1日に住民登録のあった市区町村が発行する課税証明書)の提出をもって認定を行う。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認められた時は、長岡京市市民税非課税世帯を対象とした産科受診助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前項に定める交付決定通知をもって長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)第9条の確定通知とみなす。

(交付)

第7条 市長は、前条に定める交付決定通知後、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36

条第2項の規定に基づき、当該通知者に対し、交付請求書の提出を待たず助成金を交付する。

(交付取消)

第8条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けたことが判明した時は、当該交付決定を取り消し又は変更することができる。

(助成金の返還)

第9条 前条の規定により交付取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(延滞金)

第10条 前項の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第15条の規定を適用する。

(医療機関との連携)

第11条 市長は、申請書受理後、申請者の受診した実施医療機関に対して、産科受診等支援に係る申請者情報提供書(様式第3号)により、情報提供するものとする。

2 市長は、前項の情報提供に当たり申請者の社会的環境及び身体的状況等について確認した情報を、可能な限り実施医療機関に提供するものとする。

3 市長は、実施医療機関からの申請者の妊婦健康診査の受診状況や受診結果等の情報提供に基づき、家庭訪問や妊産婦支援事業等による支援を実施するほか、実施医療機関と連携して継続支援を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。